

十三宝塚遺跡発掘調査概報 I

—推定 上野国佐位郡衙遺跡—

1975

群馬県教育委員会

十三宝塚遺跡発掘調査概報 I

—推定 上野国佐位郡衙遺跡—

序

開発か文化財の保護かで問題になっているケースが、最近非常に増加してきています。こうした場合、文化財保護の視点としては、事前協議をじゅうぶんに行い、可能な限り遺跡を現状のまま保存をはかること、万が一開発区域に含まれた場合でも、事前に調査をして、重要な遺構が確認されたものについてはその保存保護について万全を期すること等であります。

今回、調査された佐波郡境町の十三宝塚遺跡は伊勢崎佐波工業団地造成に伴う事前調査によって稀にみる遺跡であることが確認され、従来全く予想もされていなかった上野国佐位郡街跡に推定されるという大きな成果を得ることができました。

まだ今後の調査予定区域を残しておりますが、とりあえず本年度の調査結果の概要をまとめて公刊のはこびとなりました。

今回の調査のため、種々とご配慮、ご協力いただいた沖電線株式会社をはじめ、関係各位に深甚な敬意を表わす次第です。

また本冊子が、文化財保護と愛護のためいっそうのご理解を深め、活用されますようお願いし、はじめのことばといたします。

昭和 50 年 1 月 31 日

群馬県教育委員会

教育長 山川 武正

凡　　例

1. 本報告書は、群馬県佐波郡境町大字伊与久に所在する十三宝塚遺跡の昭和49年度発掘調査の概報である。
2. 本遺跡の発掘調査は群馬県教育委員会、境町教育委員会が主催し、国庫補助、県費補助、企業負担金を以って実施したものである。
3. 遺構、遺物の写真撮影は小林敏夫が担当し、図版挿図は井上唯雄が作成した。
4. 本報告書の執筆はII、2. を小林敏夫、他は井上唯雄が担当した。
5. 発掘調査における出土遺物は一括して境町教育委員会が整理保管している。
6. 航空写真撮影は東京電力株式会社の協力を得たものである。

目 次

I	発掘調査に至る経過	1
II	調査の経過	2
1	調査組織	2
2	発掘調査日誌	2
III	遺跡の環境	3
1	遺跡の地理的環境	3
2	遺跡の歴史的環境	6
IV	遺構	7
1	掘立柱遺構	7
2	竪穴住居跡	12
3	寺院址状遺構	16
4	溝、井戸状遺構等	18
V	遺物	19
1	掘立柱遺構の出土遺物	19
2	竪穴住居跡出土遺物	20
3	寺院址状遺構出土遺物	23
4	溝、井戸状遺構の出土遺物	24
VI	本遺跡に関する予察	27
1	遺構の性格	27
2	時代	29
3	古代佐世郡について	29
4	今後の問題	30

挿図目次

- 1 遺跡周辺地形図
- 2 遺構概念図
- 3 掘立柱遺構群全図
- 4 15号住居跡平面図
- 5 12号住居跡平面図
- 6 11号住居跡平面図
- 7 方形基壇平面図
- 8 溝横断面図
- 9 遺物 I 図 掘立遺構出土遺物
- 10 遺物 II 図 II類の土器
- 11 遺物 III 図 III a類の土器
- 12 遺物 IV 図1. III b類の土器
2. III b類の土器
- 13 遺物 V 図 横列内出土土器
- 14 遺物 VI 図 瓦拓影
- 15 遺物 VII 図 釘 等
- 16 遺物 VIII 図 溝底出土土器

図版目次

- 1 遺跡遠望
- 2 遺構全図
- 3 掘立柱群と廻廊状柱列の関連
(北方より)
- 4 掘立柱群と廻廊状柱列の関連
(西北方より)
- 5 廻廊状柱列西南角と方形基壇
(近景)
- 6 廻廊状柱列西南角と方形基壇
(遠景)
- 7 方形基壇全景
- 8 長方形基壇トレンチ
- 9 方形基壇北側断面
- 10 地覆石列
- 11 方形基壇北側の切石群と瓦
- 12 掘立遺構群 I
- 13 掘立遺構群 II
- 14 竪穴住居跡 I
- 15 竪穴住居跡 II 井戸
- 16 廻廊状柱列及び溝
- 17 遺 物

I 発掘調査に至る経過

十三宝塚遺跡周辺は以前から土師器の濃密に散布する地域として注目されてきた。昭和42年8月にはその一部で特殊ピットを含む土師器使用住居跡の発掘調査が実施され、その結果、鬼高窯に属する良好な一括遺物を得た⁽¹⁾。

たまたま、この附近一帯が伊勢崎佐波第一工業団地造成の区画に含まれることになった。昭和48年3月、文化財パトロール中、本区画中から布目瓦の散布も確認された。この結果にもとづき、伊勢崎市・境町両教育委員会は工業団地造成組合事務局と協議のうえ、遺跡の規模確認をねらいとした予備調査を実施することになった。

予備調査は二期に分けて実施されたがその概略は、次のようであった。

調査組織

調査主体 伊勢崎市・佐波郡境町教育委員会

調査担当 松村一昭、大沢亥之七、中沢貞治

調査員 細野雅男 桜場一寿 細野明子

原島利枝 井上唯雄 横沢克明

真下高幸 村田喜久夫

協力 群馬県教育委員会

伊勢崎・佐波工業団地造成組合

調査期日 昭和48年6月1日～10日

昭和48年8月1日～11月2日

この調査は台地東側縁辺の走行方向に長さ350m、巾250mに10m間隔のトレーナーを設定した。これによって北半に百戸以上に及ぶ竪穴住居（鬼高窯～国分期に亘るが主として国分期）、南半に二つの掘込基壇を含む寺院址とみられる遺構、掘立柱建物群、溝等の遺構の存在を確認した。遺物には土師器、須恵器、瓦（郷名瓦を含む）、瓦塔片、奈良三彩、二彩、灰釉陶片、宋錢等を検出した。

この結果にもとづいて、本遺跡の重要性が確認され、特に南半部の本調査の必要性について県教育委員会も加わって善後策を協議した。この間、団地造成組合は早急に土地分譲を開始したい旨を調査團に申入れてきた。そこで取敢えず遺跡の範囲を避けて整地し、分譲すること、次年度本調査を実施することとし、本調査の計画立案について協議した。12月には進出企業の決定で、遺跡北半をリバースチール株式会社、南半を沖電線株式会社が落札した。本概報の調査該当区は沖電線株式会社敷地に含まれる。

県教育委員会は遺跡のもつ性格を学術調査により解明し、文化遺産として長く後世に伝

えるために予算を計上する一方、文化庁に国庫補助金交付を申請した。また、境町教育委員会は進出企業の沖電線に対し企業負担分の調査費の計上を交渉した。

昭和 49 年度に至り、国庫補助事業として認可され、県費、企業負担金も含めて調査経費のめどもつき、本調査の体制が確立された。本調査は昭和 49 年 7 月 22 日～10 月 24 日まで行なわれたが、以下その概略について述べることとする。

II 調査の経過

1 調査組織

調査主体 群馬県教育委員会、佐波郡境町教育委員会

調査担当者 井上 唯雄 小林 敏夫 大沢 亥之七

調査員 桜場 一寿 原島 利枝 松村 一昭

中沢 貞治 渋沢 啓史 須田 茂

下城 正 原田 恒弘

土地所有者 沖電線株式会社

2 発掘調査日誌抄

7月22日(月) AM 8：30 境町教育長、調査員、人夫現地集合。鍼入れ式、打ち合わせを行い、午後より草刈り、並行して発掘区の設定開始。

23日(火)～27日(土) 草刈り、発掘区の設定。E 8 S 6 区を東側より発掘開始。E 8 ハ S 6 a ～ f 区で径 30 ～ 100 cm の大小の穴を多数検出。1 ～ 4 号住居跡発掘。A、B 号址発掘。E 8 リ S 6 g ～ h 区発掘開始。S 1 ～ 4 トレンチ発掘。

29日(月)～8月3日(土) N 1、2 トレンチ発掘。B 号址柱穴埋土より三彩片発見。E 8 ト～チ S 6 a ～ f 区発掘。C、D 号址発掘精査。C 号址より三彩片出土。E 8 ホ～ニ S 6 c ～ g 発掘開始。E 8 ホ S 6 d 区より三彩片 4 点出土。N 2 トレンチで井戸を検出、古銭、板碑が出土。

8月5日(月)～10日(土) E 号址発掘。5 ～ 7 号住居跡発掘。既検出柱穴の断面を実測。8、9 号住居跡発掘。N 3、4 トレンチ発掘。N 1、2 トレンチ実測。F ～ H 号址発掘。A ～ E 号址、1 ～ 4 号住居跡実測。I ～ K 号址発掘。

12日(月)～17日(土) A ～ I 号址と住居跡(1 ～ 7 号)の精査を行い、全体を写真撮影する。N 5 トレンチ発掘。10 号住居跡発掘。E 8 ハニ S 7 区を南側の大溝まで表土除去。住居跡 3 軒を発見。11、12 号住居跡発掘。S 7 ab 区を長さ 50 m にわたり表土除去。方形基

壇及びその周辺の精査開始。17日雨天のため遺物整理

19日(月)～24日(土) S 6 ab 区を長さ 60 m 発掘。東西、南北に走る小溝を検出。掘立遺構群(A～I) 実測続行。13号住居跡発掘。E 8 ニホ S 5 a～j 区発掘。E 9 イロ S 4 区発掘。

27日(火)～31日(土) 掘立遺構群区域実測完了。15号住居跡発掘。E 8 チリ S 5 ab 区に大穴を検出。16、17号住居跡発掘。

9月2日(月)～7月(土) 掘立遺構群の北側約 2000 m を全面発掘開始。回廊の柱穴らしき穴列、一辺 5 m の方形土壇を検出。E 9 イロ S 4 a～c 区に柱穴約 20 検出。7日午後 2 時より地元民を対象に現地説明会開催。

9日(月)～14日(土) 5、6、8、9号住居跡実測。S 7 ab 区を更に西へ 50 m 拡張。掘立柱建物跡 1 基(M) と井戸を検出し、周辺を拡張調査。14、19号住居跡発掘。

17日(火)～21日(土) S 6 リ区を長さ 80 m にわたり発掘。M の北側を拡張調査、変化なし。18号住居跡発掘。長方形基壇を部分的に発掘。E 7 イロ S 5 a～g 区表土除去開始。

24日(火)～28日(土) 掘立遺構群北側から既発掘部の実測を開始。E 7 イ S 5 a～g、E 7 ハニ S 5 f g、E 6 リメ S 5 f g の各区で溝柱穴列、N 号址を検出。S 7 e 区を長さ約 60 m 発掘。20号住居跡発掘。

30日(月)～10月5日(土) 掘立遺構群の南側全面の表土除去。21、22号住居跡と掘立柱建物跡(J、L)を発見、引き続いて発掘。南側大溝発掘開始。3日雨天のため遺物整理。寺域確認のために方形基壇の西、北西にそれぞれトレンチを設定、発掘。各区の実測は続行。

10月7日(月)～15日(火) 方形基壇の北、東北部にトレンチ設定、発掘。大溝の発掘終了。未撮影区の写真撮影。各トレンチで寺域を限る溝、穴列を確認。長方形基壇の南に中門を想定し、トレンチを設定、柱穴を確認。12日雨天のため遺物整理。予定した発掘区域を全て終了。

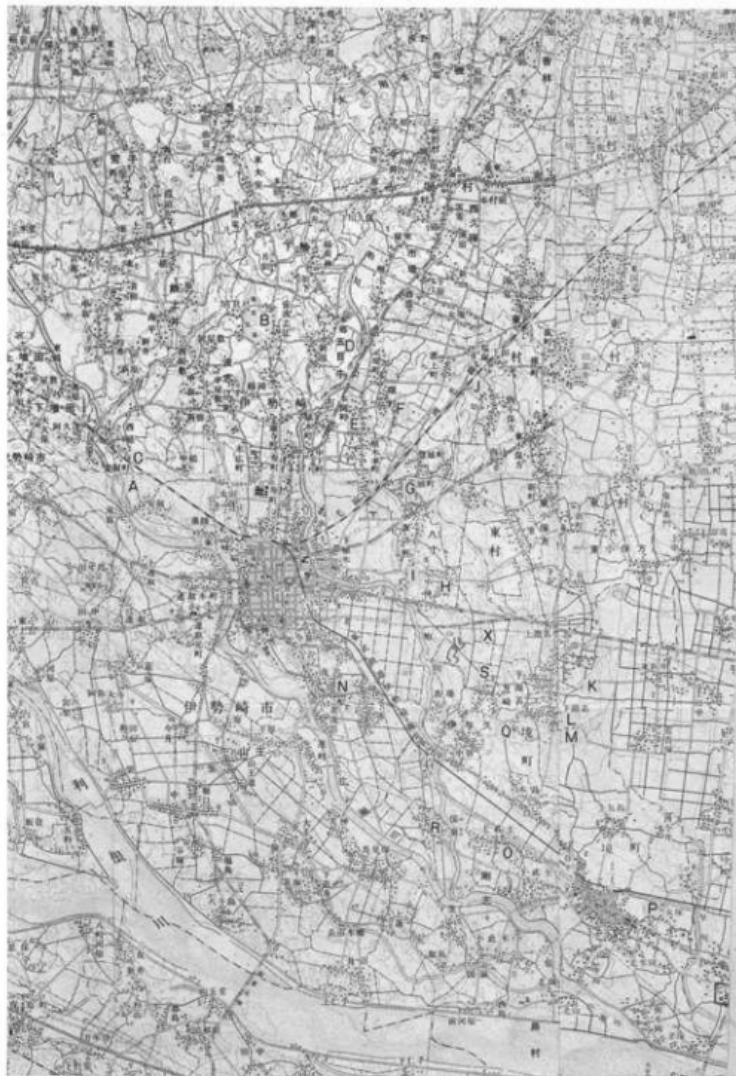
16日(水)～19日(土) 実測続行。保存区域の埋め戻しを開始。19日全調査完了。

21日(月)～24日(木) 遺物整理、器材運搬。

III 遺 跡 の 環 境

1 遺跡の地理的環境

遺跡は赤城山の南 40 km、伊勢崎市街の東郊に隣接する標高約 40 m の台地上にある。所在地は群馬県佐波郡境町大字伊与久字十三宝塚、字上藤初、字下藤初、字雷雷裡である。



挿図1 遺跡周辺地形図

付表1 十三宝塚遺跡周辺の諸遺跡

記号	遺跡名	所在地	種類	時期	本遺跡との直線距離	備考
A	西太田古墳群	伊勢崎市安堀町	古墳	古墳後期	西北西 6.1 km	10基ほど群集墳 角閃石安山岩使用横穴式石室
B	波志江古墳群	伊勢崎市波志江町一丁目	"	"	西北 5.0	70基ほどの群集墳
C	お富士山古墳	伊勢崎市安堀町	古墳	古墳中期	西北西 6.6	前方後円墳 墓輪、石製刀子
D	五目牛古墳群	佐波郡赤堀村 五目牛	"	古墳全期	西北 4.3	洞山古墳(前方後円)等を中心と20基余
E	上植木廃寺	伊勢崎市上植木町	寺院跡	奈良末	西北 3.6	古瓦、礎石
F	丸塚山古墳	伊勢崎市本関町	古墳	古墳中期	西北 3.6	箱式棺主体部3 帆立貝式 群大調査(昭和30年)
G	權現山及び周辺	伊勢崎市豊城町	古墳・土師	古墳後期	北北西 3.2	L字型石室、伊勢崎市教委調査(昭和37年)
H	小斎遺跡	伊勢崎市下諏訪町	住居跡	奈良・平安	北北西 3.0	墨書き土器、伊勢崎市教委調査
I	下諏訪遺跡	伊勢崎市下諏訪町	住居跡	古墳後期	西北 1.3	群大調査(昭和35年) 鬼高窓
J	県園試遺跡	伊勢崎市三和町 佐波郡東村	集落	繩文・土師	北 2.35	県教委調査、中期繩文墨書き土器
K	瓦窯跡	佐波郡境町下源名	窯跡	奈良・平安	東南東 1.3	道路工事中
L	明神遺跡	佐波郡境町下源名	集落・古墳	平安・古墳	東南 1.5	土採取中確認 ミニ石棚、住居跡3
M	大国神社	佐波郡境町下源名	神社	平安	東南 1.45	延喜式内社
N	茂呂古墳群	伊勢崎市茂呂町	古墳	古墳後期	西南西 3.0	後期古墳
O	武士古墳群	佐波郡境町武士	古墳	古墳中後期	南 3.6	12基程群集、境町教委調査(昭和39年)
P	女塚遺跡	佐波郡境町女塚	土師	古墳後期	東南 3.6	群大調査(昭和38年)
Q	采女小校庭遺跡	佐波郡境町伊与久	土師	古墳前~後	南 1.5	昭和43年 境町教委調査
R	保泉遺跡	佐波郡境町保泉	土師	古墳前中期	南南西 3.2	昭和45年 境町教委調査
S	雷電神社古墳	佐波郡境町伊与久	古墳	古墳後期	南 0.7	角閃石安山岩使用石室

赤城山南麓はなだらかに傾斜して関東平野に接しているが、台地裾部は南流する大小河川によって開析され、舌状を呈している。本遺跡は西に柏川、東に早川の支流中川が南流しており、南北に長い巾5kmの台地上にある。この辺一帯は近年都市化が漸く進みつつあるが、台地上には桑園を中心とした畑地がひらけている。発掘区は西側に高く東にゆるい傾斜をみせ、東側の水田面との比高は約5mを算する。台地上は関東ローム層が発達し、土層の堆積では第四層に数mに及ぶ層をみせ、その上層に褐色土層、黒色土層、更に表土としての黒褐色腐植土層が認められる。

2 遺跡の歴史的環境

本遺跡の周辺には多くの遺跡が密集しており、特に古墳時代から平安時代にかけての遺跡が顕著である。

西北西6kmほどには、お富士山古墳⁽²⁾を中心に古墳群があり主墳は前方後円墳で5世紀末ごろの様相を示し、他は角閃石安山岩を使用した後期の小円墳の群集墳である。西北方柏川流域には波志江、五目牛古墳群⁽³⁾があり、前者は小円墳の群集で後期に属し、後者は前方後円墳を含めて各期の古墳が連続してとらえられる。この傾向は柏川をまたいで東に及び丸塚山古墳⁽⁴⁾周辺の古墳群へ連続していたが今はほとんど平夷された。

北から東へかけての台地には更に土師器使用の住居跡、集落が認められ、小斎・県園芸試験場遺跡⁽⁵⁾は十三宝塚遺跡と同時期のもので発掘調査された。更に上植木庵寺⁽⁶⁾は県下に仏教が浸透していく時期のものとして注目される。

東の台地は測名部落があるが、ここには測名双児山⁽⁷⁾を中心とした古墳群が存したが今はない。下測名には延喜式内社大國神社があり古代からの崇敬を集めており、周辺には奈良～平安期の住居跡や瓦窯跡⁽⁸⁾がみとめられる。特に瓦窯跡の存在は從来知られていなかったものだけに、十三宝塚遺跡との関連として注目されるものである。

境町南部の利根川、柏川流域にも古墳群⁽⁹⁾集落跡があり、古くから開けた地域である。

十三宝塚遺跡の周辺には北に接して伊与久住居跡、南に連続して台地東縁辺沿いに百戸以上の集落が確認されている。これら遺跡は前年度の調査で多少内容も分明になりつつあり、十三宝塚遺跡と関連するものであることは墨書き器、住居型態、出土遺物等から明白である。

更に本遺跡南側には和泉期の集落が現在でも20基程確認されており一部は調査された。更に部落の北に鎮座する雷電神社敷地は、角閃石安山岩使用の横穴式石室を有する古墳⁽¹⁰⁾上にあり7世紀中葉頃に比定されている。尚、この古墳周辺にも数基の古墳が存在した。

これらの遺跡はまだその全貌が把握されてはいないが、本遺跡との関連をみると上り上げざるを得ないものののみであり、今後これら遺構との関連は綿密に追求されなければならないであろう。

IV 遺構

今回発掘した面積は 10,000 m²余で確認された遺構は、ほぼ方形で東南四半部に掘立柱群 12 棟、西南四半部に掘立遺構 1 棟、西北四半部に廻廊状の二列の柱穴に囲まれた二つの基壇を含む寺院址様の遺構、東北四半部に掘立遺構数棟分（未掘）で他に東南四半部から東北四半部にかけて竪穴住居跡 24 戸分である。この周囲は大小の溝で囲繞されている。

この内、今回の調査では東南四半部と南西四半部および廻廊部、基壇の一つを完掘した。廻廊部およびその東に接する東北四半部を含めた部分は、次年度完掘する計画で、今回は未調査である。なお、掘立遺構群、廻廊状の柱列で囲まれる部分については、企業との了解で、永久保存されることになった。

1 掘立柱遺構

12 棟がまとまって検出された東南四半部と単独に 2 棟発見されている。

この内、12 棟の掘立柱群は、ほぼ方形に広場を囲繞して配置されており、官衙的様相を呈している。従って 4 棟の棟の走向は東西で他は南北方向である。これらの各建物の数値を表示すると付表 2 のようである。

個々の建物について概略を記すと次のようである。

A 掘立遺構

検出された建物群の東北隅にある南北棟の建物で道路で半分切断され全容はつかめない。現状で 4 間 2 間の規模とみられ、桁行柱間は 2.4 m、梁行柱間 1.8 m の等間である。1 号竪穴住居床面を切っていることから住居に後行するものであることは明白である。

柱穴は方形気味で 70×50 cm の大きさをもち深さは 40 cm 内外で底面はほとんど平らである。

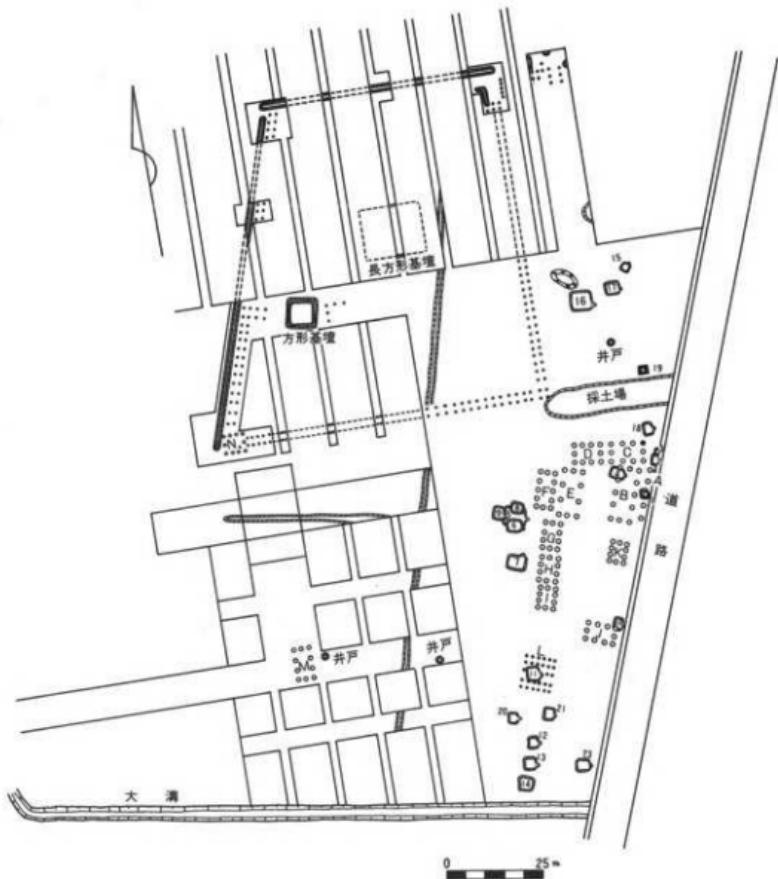
B 掘立遺構

A の西に並行した南北棟で A との間隔は 2.5 m である。3 号竪穴住居を切っており、桁行 3 m、梁間 2.1 m の 4 間 2 間の建物である。柱穴は大きく深くほぼ円形で径 85 cm、深さ 40 cm 内外である。この建物と並行して 50 cm 西に偏して 2 間 3 間の建物があったが改築して規模を大きくしたものとみられる。東柱は認めない。

C 掘立遺構

A、B 建物と直交する東西棟で桁行は両端 9 尺、中間 8 尺と等間ではない。梁間は 7 尺等間で 3 間 2 間の規模を有する。柱穴はほぼ不正円形で径 85 cm 内外、深さ 45 cm 内外でわざかに柱痕を止めるものもある。それによると径 30 cm 前後である。東柱は認められない。

D 掘立遺構



摺図2 遺構概念図

Cの西に棟を同一方向にとる同規模の建物で桁行柱間のとり方は両端の1尺広いつくりも類似している。梁間で1尺C棟より広く桁行で3尺つまる形である。当初はC棟と棟方向がずれていたものを修正したのか東南隅柱穴は動かさず改築している。そのため西側にいくほど古い柱穴との位置のズレが認められる。掘型は前のC棟と類似するが掌大的河原石で根固をしたり、柱穴の底をつき固めた痕跡がある。新しい穴は20cm程深くなる。

付表2 挖立柱遺構一覧表

No.	棟方向	方 位	規 模	柱間寸法		桁 行	梁 間	備
				桁行	梁行			
A	N-S	N-11'-S	4間×2間 (?) (?)	m 2.4	m 1.80	m 10.00	m ?	東側道路で切断 1号住居を切る
B	N-S	N-16'-S	4 × 2	2.95	2.06	11.60	4.10	改築 3号住居を切る
C	E-W	E-19'-S	3 × 2	2.40 2.70	2.05	7.62	4.09	三彩片出土
D	E-W	E-21'-S	3 × 2	2.10 2.40	2.40	6.40	4.80	改築あり 三彩片土
E	N-S	N-14.5'-S	3 × 2	3.55	1.80	10.82	3.60	
F	N-S	N-14'-S	4 × 2	2.10	1.80	8.40	3.60	改築あり
G	N-S	N-17'-S	3 × 2	1.80	2.10	5.40	4.32	改築あり
H	N-S	N-17'-S	3 × 2	2.10	1.10	6.30	4.20	改築あり
I	N-S	N-17'-S	3 × 2	1.80	2.10	5.19	4.20	
J	E-W	N-14'-S	3 × 2	2.40	2.10	7.15	4.20	10号と重複
K	N-S	E-17'-S	3 × 2	1.2 1.8	1.80	4.75	3.65	改築あり
L	E-W	E-17.5'-S	3 × 2	2.15	2.40	6.40	4.80	三面廻付、東面孫廻付
M	N-S	N-7-S	3 × 2	2.4	2.40	7.20	5.00	
N	E-W	E-11'-S	3 × 2	3.00 2.40	3.00	8.70	6.00	壇廊状遺構に先行

E掘立遺構

D棟の南に南北方向の走行をとる棟で桁行12尺、梁間6尺の等間の柱間をもつ2間3間の建物である。柱穴は径60cm、深さ70cm内外で円形を呈する。桁行の柱間のスパンが大きいのが特徴で、ある時点で後から配置された可能性がある。

F掘立遺構

E棟と並列する南北棟で当初桁行柱間は2.4m等間であったものを2.1mに改築した形跡がうかがえる。建物全体がやや東に寄っていたものを西に移したと同時に梁間も2尺つまたとみられる。これはE棟を後設する際全体のバランスを考慮した結果によるものであろう。径60cm、深さ50cmで底をつき固めたものもある。

G掘立遺構

Fのすぐ南に接する南北棟でE Fが2列に並列しているために、梁間を大きくとる必要

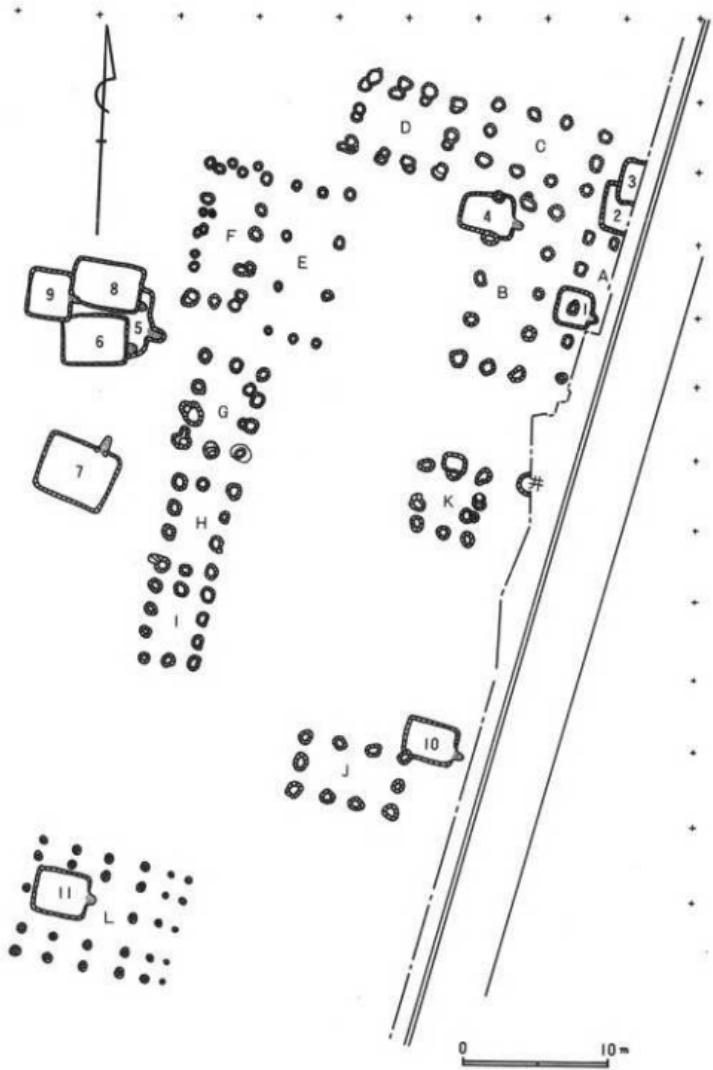


插图3 振立柱造构群全图

から改築したものであろうか。他はF棟とはほぼ傾向も類似している。

H掘立遺構

桁行、梁間共 2.1 m 等間でGに接して南にある南北棟である。これも当初は 2.4 m 等間であったものを縮小している傾向が認められる。掘型は改築のため大きく拡大しているが、本来は径 60 cm、深さ 45 cm 内外である。

I掘立遺構

楓倒木の穴を小礫まじりの黒色土で整地し、その上に掘立遺構を建てたものとみられる。桁行 6 尺、梁間 7 尺 ですづまりの感がする遺構で柱穴も浅く弱い。径 80 cm、深さ 30 cm 内外で雑なつくりである。

J掘立遺構

C 棟と対称的な南東隅にある東西棟で 2 間 3 間の規模をもち、桁行、梁間各間尺が 8、7 尺の等間である。柱穴の規模が大きく、深くしっかりしている。径 90 cm、深さ 90 cm 内外である。

K掘立遺構

B と J の中間に位置する南北棟で桁行の柱間は両端を 1.2 m、中間を 1.8 m とした等間でなく、梁間は 1.8 m 等間である。当初桁行は 1.6 m 等間であったものを改築したらしい。柱穴は径深さ共 60 cm 内外で底を整えている。

L掘立遺構

方形に囲繞する A～K 棟の南西隅に検出された特殊な建物で 2 間 3 間の身舎に西を除く 3 面に庇をつけ、東面には孫庇を付した建物である。身舎の柱間は桁行 7 尺、梁間 8 尺の等間で、三面庇は北南側は 4 尺、東は 7 尺、更に 4 尺の孫庇を付す。柱穴は径 30 cm 内外で深さ 40～60 cm 内外と浅い。時間的にもやや前述の建物より下がるものとみられる。なお、10 号竪穴住居の上につくられている。

M掘立遺構

A～L 遺構群の西 50 m のところにある南北棟で桁行、梁間とも 8 尺 等間で、柱穴の径 1 m、深さ 70 cm でしっかりしている。棟走行も他の一群のものとはややズレがあり、異質である。

N掘立遺構

廻廊状柱列の西南隅部に検出された 3 間 2 間の遺構で桁行は中間が 8 尺で両端は 10 尺 等間、梁間は 10 尺 等間である。柱穴の径は 1 m、深さ 70 cm でよく整っている。柱穴中に廻廊柱穴と重複するものがあり、廻廊が本遺構の柱穴を切っていることが明白である。また輪線の方向も廻廊とはほぼ一致していることから時間的な差異はそう大きくないものとみられる。同時併存なら様のものとも考えられる。

以上、掘立柱遺構について述べてきたが、L棟を除けばすべて切妻屋根構造を有するものであり、附近から瓦の出土をみないことから瓦葺きのものでないことは明らかである。更に改築の様相からみると少なくともA、E、I、Lの4棟は当初ではなく、後から付設されたものとみられる。また、桁行の両端の柱間を意識的に広げたものもあり倉庫的なものが想定できそうである。ただしL棟は一見妻入り屋根の向拝様のものを付した神社建築様のものが想定でき、他の一群のものと異質なものとして捉えざるを得ない。

2 竪穴住居跡

確認された住居は23軒である。掘立柱遺構を取り囲むように検出されたが重複による新旧関係のあるものは2号と3号、5号と6、8、9号住居のみである。全体としては、14号址のみが和泉期、5号、15号址が真間期で他はすべて国分期に属するものである。しかし、20軒の国分期の住居跡にも多少前後関係があるものとみられるので以下Ⅰ～Ⅲ類に分けて述べる。

付表3 竪穴住居跡一覧

No	形状・規模	方 位	炊飯施設	遺 物			備 考
				土師器	須恵器	その他	
1	不正方形 2.76×2.5 -20	N-14.5-S	東壁南寄り 焚口石組・支石 0.33×0.54	長かめ 坏	高台施	瓦	Aが切る
2	角丸方形 ?×3.6 -28	N-18'-S	?	長かめ 坏	大かめ		未完掘 3の下層
3	不正方形 2.9×3.5 -20	N-6-S	東壁南寄り 瓦組・支石 0.45×0.45	長かめ 坏・塊 脚付かめ	坏	瓦	2より上層
4	不正長方形 2.96×3.8 -36	E-19'-S	東壁南寄り 焚口石組 0.45×0.43	長かめ 坏 高台施	高台施	瓦	Bと重複
5	角丸方形 4.5×5.1 -70	E-13'-S	東壁中央 粘 土 0.6×1.5	長かめ 坏 盤	坏		6・8・9号と重複
6	不正方形 4.43×3.5 -37	E-16.5-S	東壁東寄り 瓦組・支石 0.43×0.7		大かめ 坏	瓦	墨書土器
7	方形 4.33×5.3 -44	E-20'-S	北壁東寄り 瓦組 0.56×0.7	長かめ 坏 盤	施	切石 凝灰岩 瓦	墨書土器
8	不正方形 3.23×2.26 -41	E-23'-S	東壁南寄り 石組 0.35×0.54	長かめ 坏	施 盤	凝灰岩 瓦	
9	不正角丸方形 3.8×2.75 -28	E-14'-S	東壁南寄り 瓦組 0.3×0.55	長かめ 坏	長頭壺 施	瓦	

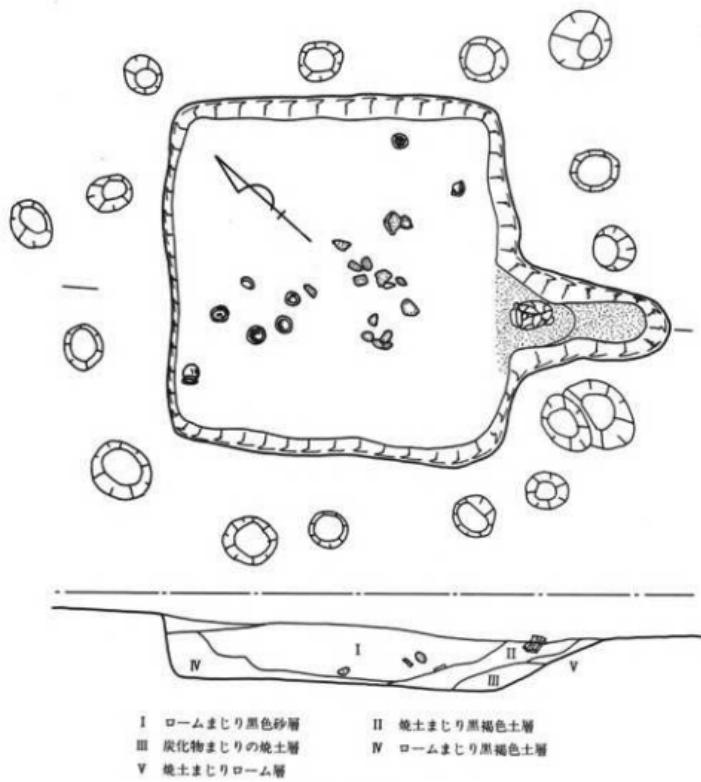
10	不正方形 2.6 × 3.3 —30	E—20°—S	東壁南寄り 切石組 0.5 × 0.55	長かめ 环	焼	瓦 筋織車 鉄製品	しが切る
11	角丸方形 2.75 × 3.7 —52	E—10°—S	東壁中央 石組 0.54 × 1.05	長かめ 环		軒平瓦 鐵器	かまと両脇に中段 あり、周溝あり
12	不正方形 3.6 × 2.95 —38	E—6°—S	東壁南隅寄り 粘土 0.6 × 0.96	長かめ 环			拡張がみられる
13	不正長方形 2.74 × 4.1 —55	E—16°—S	東壁南寄り 粘土 0.34 × 6.0	長かめ 环	皿		かまと両側に中段
14	不正方形 3.4 × 4.24 —55	E—15°—S	炉	小型壺		滑石製 勾玉	
15	角丸方形 2.45 × 2.45 —38	E—38.5°—S	東壁南寄り 粘土 0.55 × 0.9	小型壺 かめ 环 5	焼		
16	角丸方形 0.08 × 5.63 —23	E—8.5°—S	東壁南寄り 瓦組 破損	長かめ 环 4	环	三彩片 瓦	墨書き土器
17	不正角丸形 3.47 × 4.27 —62	E—17°—S	東壁中央及南寄り 瓦 0.7 × 0.7	長かめ 环 2	高台付 焼	瓦	
18	方形 3.8 × 3.23 —48	E—15°—S	東壁南寄り 粘土 0.7 × 0.7	長かめ 环	焼	瓦	
19	長方形 4.1 × 7.1 —55	N—14°—E	北壁中央東 瓦組 0.6 × 1.3	長かめ 环	高台焼	瓦	
20	不正方形 2.45 × 2.85 —23	E—15°—S	東壁中央 粘土 0.45 × 0.4	長かめ 环・盤			墨書き土器
21	方形 3.5 × 3.95 —40	E—25°—S	東壁南寄り 粘土 0.4 × 0.7	長かめ 环	焼		
22	不正方形 2.75 × 2.95 —28	E—5°—S	東壁南寄り 粘土 0.46 × 0.62	長かめ 环・脚 付かめ	かめ		
23	角丸方形 4.3 × 4.4 —32	N—7°—E	東壁南寄り 粘土 0.45 × 0.45	長かめ 环			昭和 48 年度調査

I 類（和泉期）No.14

南に所在するこの期集落の最北限のもので西壁寄り中央部に炉を有する不正角丸形である。炉の焼土の堆積も少なく、床もあまり踏み固められていない。住居西北方に炭化材が多少認められた、北壁東寄り部分で小型壺が出土したが、他には東壁南寄り直下から滑石製勾玉が出土した。

II 類（真間期）No.5、15

5、15 号址がこの分類に含まれるが共に角丸方形を呈し掘り型も深い、東壁中央にかまと



挿図4 15号住居跡

が寄せかけて敷設されているが大型で粘土だけでつくられている。窯底は急勾配で煙突部は一段と急角度になる。

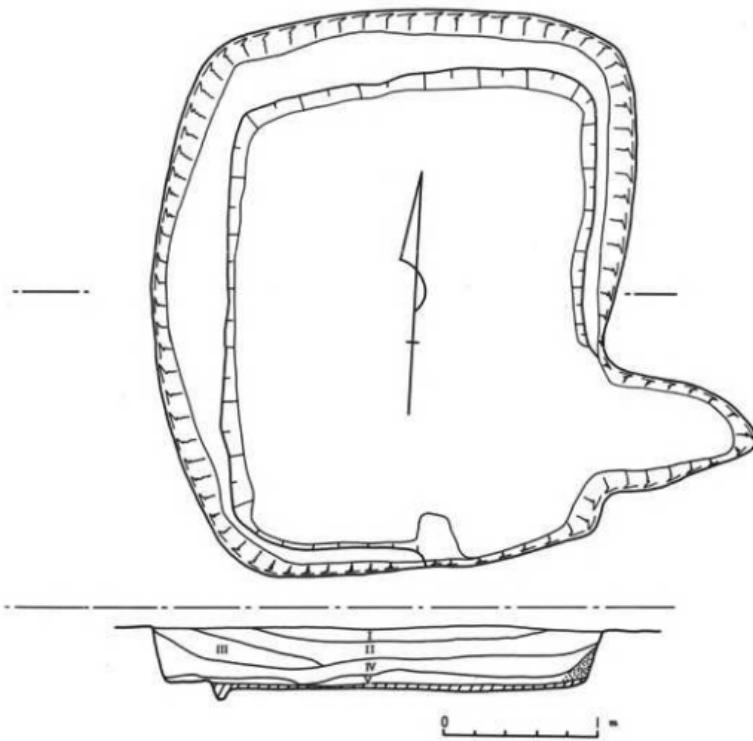
柱穴は住居内では認められず壁外にあるがこの傾向は県園芸試験場第II遺跡でも確認されている。南側に入口が想定され、かまと周辺からの出土遺物が多い。

この類の遺構は例数が少ないが、おそらく北に隣接する集落内に含まれるものであろう。本遺跡の主たる遺構とは時期的に先行する時期のものと見られる。

III類

本類は例数が多いがかまと、出土遺物の様相からみて二つに細別することにする。

III a類 No.2、12、17、19、21、22

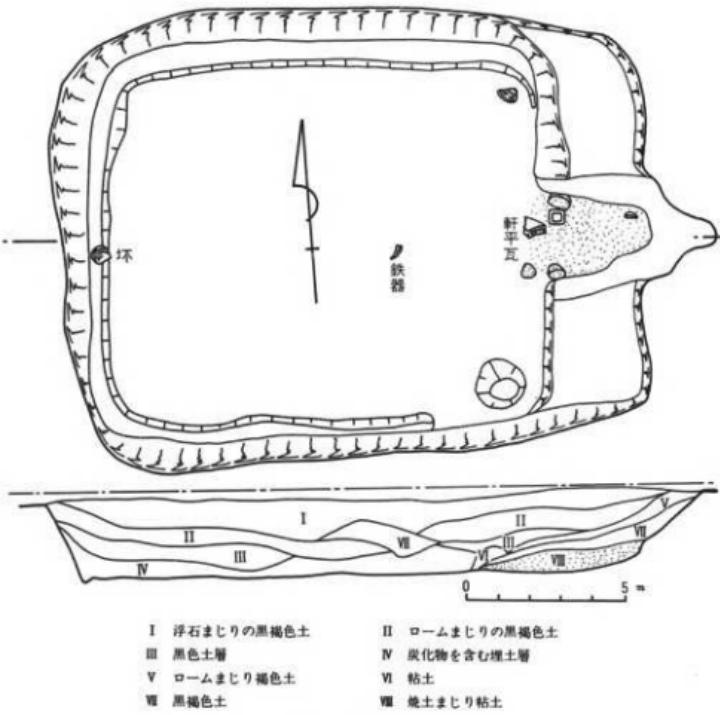


挿図5 拡張された12号住居跡

この類のかまどは石材や粘土を利用し、東、北壁中央近くにつくりつけられている傾向に特色を見出すことができる。

規模は25~15m内外と比較的まとまりをみせ、主軸の方向は様々である。深さは45cm内外と深いものが多い傾向がある。形状の上では比較的壁を直行させた角丸方形が多く整った感じがする。柱穴はほとんど住居内では確認されない。特に注目されるのは17号址のかまどを東壁中央につくりつけたものを北壁にある時点で移設したこと、その時点で西に拡張したらしいこと、12号址の西側に拡張した痕跡があることが注目される。従ってこの2つの住居址は次のb類との過渡的なものとして把握することができるかも知れない。

III b類 No.1, 3, 4, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 13, 16, 18, 20, 23



插図6 11号住居跡

この類の住居は、かまどの附設されている壁が対辺に対しやや大きい傾向があり不正方形を呈するものが多い。規模は30m²のものから7m²位のものまで区々であるが概して15m内外の小さいものが多い。

住居の施設としてのかまどは主に焚口の袖に平瓦の欠けたものを転用していることに特徴がある。かまどの両側に台状の棚があるものが見られるのも一つの特色である。主軸の方向は15°内外のズレをもつものが多く、掘り型も浅いものが多い。

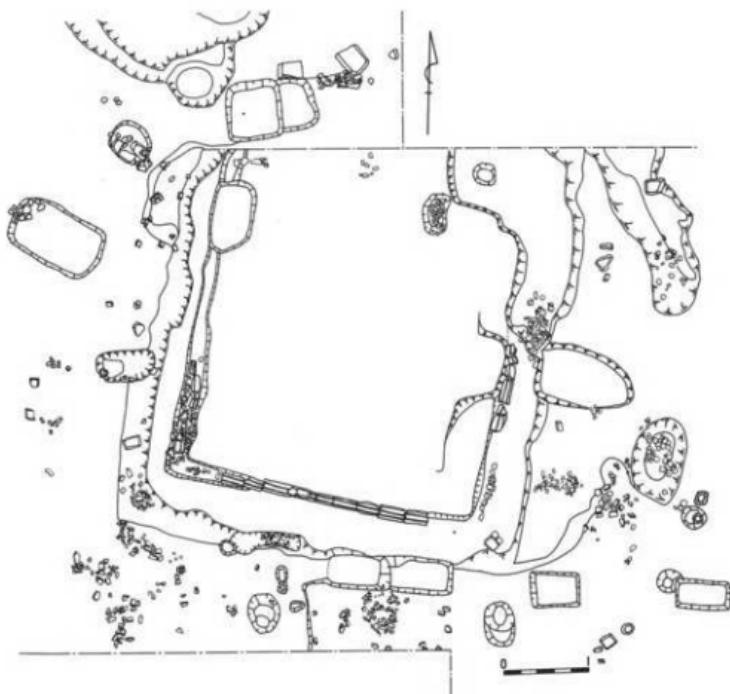
床面はほとんどが貼り床で荒れているものが多く踏み固められていない。かまどは長期間使用されたものではないらしく、焼け方も著しくない。遺物はかまど周辺のみに限られて出土している。

3 寺院址状遺構

今年度調査では四至を確認することを重点にした。

その結果東南部の掘立遺構群の西北端から 13 m 離れて廻廊状を呈する二列の柱穴列東南角が確認された。東辺、南辺はこの柱穴列（柵列？）により限られているが、西辺は柱穴列の外側に溝が柱列に沿って走っている。上巾 2.3 m、下巾 1.7 m で深さは 50 cm 内外である。

北辺はこの柱穴列が確認されず、ロームを混えた堆積土があることから土壘であった可能性があり、その外側に西辺と同様の溝がめぐる。また、東北角はこの柱列が鍵形の溝に突き当たり内に直角に入りこんで複雑な様相を示す。



挿図 7 方形基壇平面図

各辺の走向をみると東辺でN-8.5°-E、南辺E-12.5°-S、西辺N-18.5°-E、北辺E-9°-Sで直交する辺は全くない。各辺長の長さが区々になっていることからくる誤差であろう。その各辺長は東西南北の順で各々、90、81、89、66 mで全体としては台形を呈している。

各柱穴の間隔も等間でなく3.0 m~1.8 mであり、二列が対応しない部分もある。また、二列の柱穴間も東辺の3.45 mと西辺の3.1 mと異なっている。深さも、深いもので50 cm、浅いもので25 cmと区々で、こうみてくると廻廊というより柵列とみる方が妥当かもしれない。

しかし、これはすべて部分調査の所見から導き出されたもので確実に把握されるのは次年度の調査をまつより他ないであろう。

台形の区画の中には前年度確認された二つの基壇がある。この内、区画の西側にある基壇は一辺長12 m、高さ50 cmを算する方形で、その土壇上の四隅を限る凝灰岩切石の基礎化粧の地覆石が埋設されている。地覆石は長さ60~40 cm、巾30 cm、厚さ20 cm内外あり、これに巾12 cm、深さ3 cmの羽目溝を切っている。溝の芯心での計測値は7.5 mである。

これでみると上部は耕作のためかなり削平されたことは明白である。地覆の外側は90 cmほどの大走りが走り角錐台状にきれているがその傾斜は45°と急である。従って、下端では1.5 m程になるとみられるが、周辺から出土する凝灰岩（戴塚石）、瓦片の処理のための土壙が削られてかなり乱れている。基壇の辺の走行はN-15°-Eで12 m西側を走る西限の溝の走行とはほぼ合致している。

他の基壇は方形基壇から東北方12 mの区画中央に位置しているが、これは前年度トレンチにかかった部分のみを調査しただけで詳細は不明である。上面は削平されており礎石やその他施設は認められなかった。

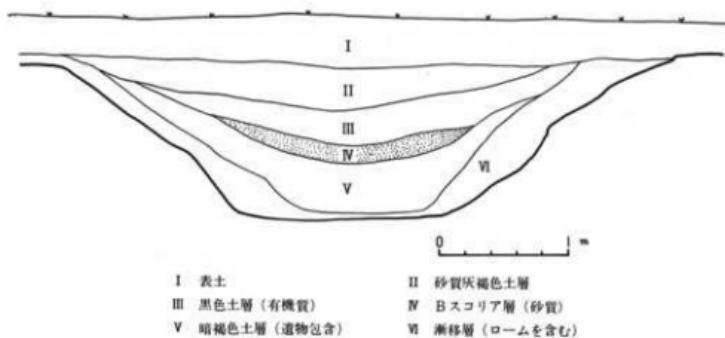
上述の二基壇は共に版築された堀込み基壇で、瓦釘等が周辺から出土しているが特に方形基壇の方が顕著である。

4 溝、井戸状遺構等

掘立遺構群の南30 mの地点をほぼ東西方向の走向をもって西へのびている。その方向はE-6.5°-Sで現在確認されただけで長さ143 mあり、上巾4.7~4.9 m、下巾1 m前後のU字溝で深さは1.8~2 mに及ぶ規模をもっている。

この溝は前年度調査で更に120°ほどの角度で北北西に屈折し、直線的にのびて前橋古河線以北までのびていることが確認されている。水が流れた痕跡は一応認められるが、顕著ではない。

詳細に断面を観察すると中位よりや下位にBスコリア（浅間火山噴出物で11、2世紀の所産といわれる）が底底状に堆積しており、底部附近ではべとついた黒色土の中に土師器、



挿図 8 溝横断面図

須恵器、灰釉陶器、瓦が出土している。

井戸は6カ所確認されている。上部をラッパ状に開く素掘りのものが4、上部と下部の巾がほぼ直に掘り込まれた型式のもの二種がある。上巾1.5m~80cmで、深さ3m~2m内外で、出土遺物はほとんどない。ただ、掘立柱群の西南方13m程の井戸上層埋土から角閃石安山岩製の石製藏骨器が出土していおり、この井戸の時期を推定させる根拠を与えていた。

その他の遺構としては性格不明の径3~6m深さ1.5~2mほどの大穴が3カ所で検出されたが中から土師、須恵器、瓦、石等を上層埋土から出土するのみである。また掘立遺構周辺で三カ所程の鉄滓を出土したり、焼土を伴う遺構が認められたが、かなり攪乱されて、その実態をつかむことはできなかった。しかし、検出された鉄滓は飛沫状の小片であるので小鍛冶関係の遺構とみられる。他に道路沿いのトレンチ北方で井戸の中から貞和三年銘の板碑や宋銭の出土をみている。

V 遺 物

1 掘立遺構の出土遺物

掘立遺構からの出土遺物はほとんどなく、D遺構の柱穴から出土した墨書き器と三彩の破片が数片認められたのみである。

墨書き器は右回転クロロによる糸切り手法で底部を切り離し、調整を周辺部に施した須

恵器の塊か皿型の底部に「方」の一字を書いている。

糸切り痕は調整のためその痕跡をとどめるのみである。

三彩土器片はいずれも鉢型のようであるが2cm四方程の小片で單一個体か否かは不明である。胎土は須恵質の硬焼きでしまっている。釉薬は塗りかけの手法であるが発色はあまりよくなく緑色はやや黄色味を帶びている。



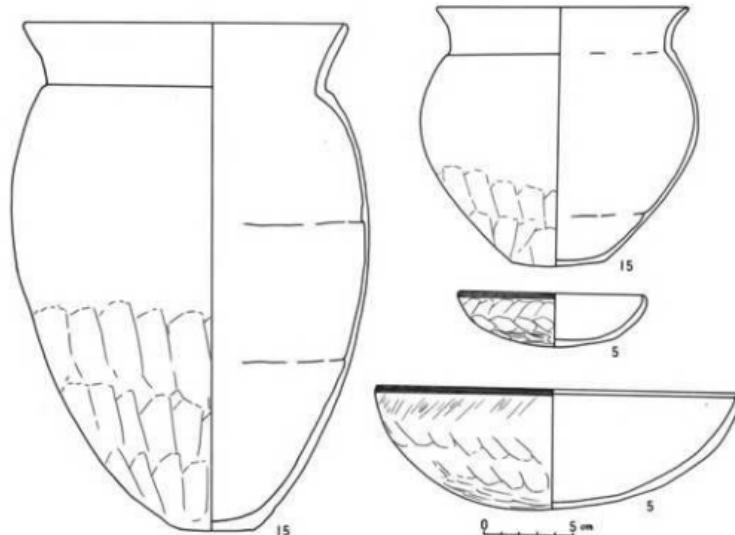
挿図9 C掘立遺構出土遺物

2 穫穴住居跡の遺物

各類毎にその特徴を述べる。

I類

1基の住居のみで出土遺物も小型甕と滑石製の勾玉のみである。小型甕は器高は8.4cm、口径10.5cmで球形の胴部に「く」の字状に短く外反する口縁部がつく。底部は中央が上がる形である。器体部表面には細かい櫛状工具で肩部に整形痕をこしている。南関東編年における和泉II期に属するものである。



挿図10 II類の土器

勾玉は石製模造品で高さ4.2cm、巾1.4cmの大きさで、同種のものからみると比較的大型である。整形は比較的難で器面には剥離面をのこしている。穿孔は一方向から成され径1.5mmである。

II類の出土遺物

器種は長甕、小型甕、壺、盤がある。長甕形土器は長胴の器体部に大きく外反する形で体部より口縁部の方が大きい。底部の外面及び器体下半部は手持ちヘラ削り痕が不定方向、概方向にそれぞれ施されている。また頸部の段が一つの特徴を有している。

小型甕もほぼ長甕と同様な技法がみられるが両者とも胎土に砂を含み、赤褐色を呈している。

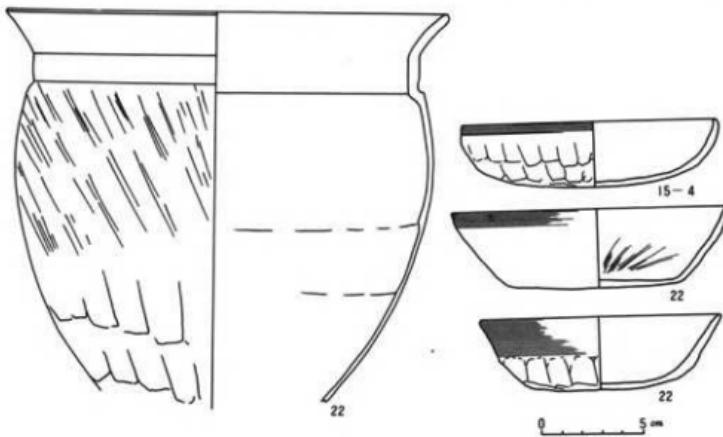
壺類の盛行もこの時期の特徴で扁平な丸底の器体部からゆるく内湾しつつ、やや内傾気味の口縁部に接合する。内面及び外面口唇部は横なで成形され、器体部は手持ちヘラ削り技法で整形されている。これを大型にした盤も同様な技法がみられ、胎土、焼成とも入念で赤褐色の整った仕上がりをみせる。

須恵器の共伴も認められるが、本遺跡では壺類の破片のみで形態をうかがえるものがない。ただ全体として碗形がめだち、体部の大きく内湾する深めのものがめだつ。

全体として例が少ないので一セットを全部網羅していらない。

III a 類

長胴甕、壺の土師器と須恵器の壺、塊が盛行する。長胴甕はヘラ切りの不安定な底部を不定方向に削り薄くしている。体部はややつまり氣味で最大巾は肩部にくる。体下半部は

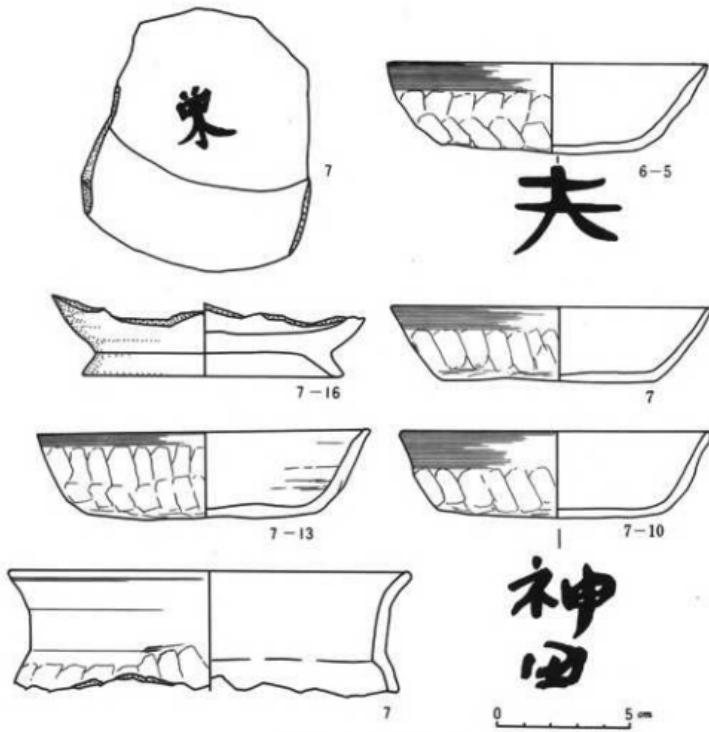


挿図11 III a 類の土器

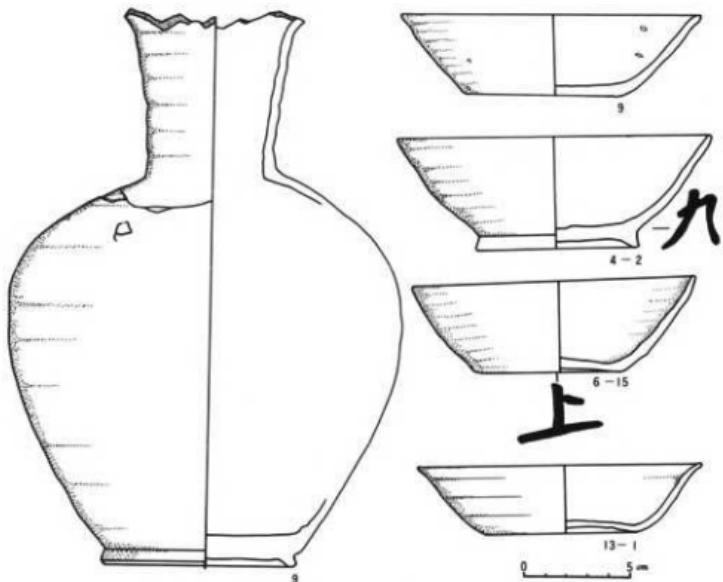
縱方向に手持ちヘラ削り整形をしている。口縁部はゆるく縮まった頸部から一旦直に立ち大きく外へ開く。胎土に砂などの夾雜物がめだつが胎土はよく、焼成も赤褐色に仕上げられている。

环には二つの傾向が指摘される。1つはI類のものの手法をそのまま残すが全体として浅くなる。もう一つは底部を切り離した後、底部周縁に回転ヘラ削り、体部下端を手持ちヘラ削りしている。これは須恵器の环の技法の模倣によるものとみられる。この手のものに黒色土器が多いこと、及び外面が直線的に折れる線が特徴である。

須恵器は高台を付した碗もあるが多くは平底で直線的に外方へ開くものが多い。底部をヘラ切り手法で切り離した後、体部下端部を調整したものが圧倒的である。焼成はやや温度が低く、瓦器様の灰白色を呈するものが多い。



挿図12-1 III b類の土器



插図12-2 III b類の土器

III b類

本遺跡で最も多く見られた遺物で、須恵器が土師器を圧倒している。器制も多岐にわたって変化に富んでいる。土師器は甕、壺のみに限られ、須恵器では甕、長頸壺、壺、塊、皿が一般的である。また灰釉陶器も伴って内容が豊富である。

土師器では甕はIII a類を更に小型化したものが多く、壺も浅くなるが技法的には同様である。

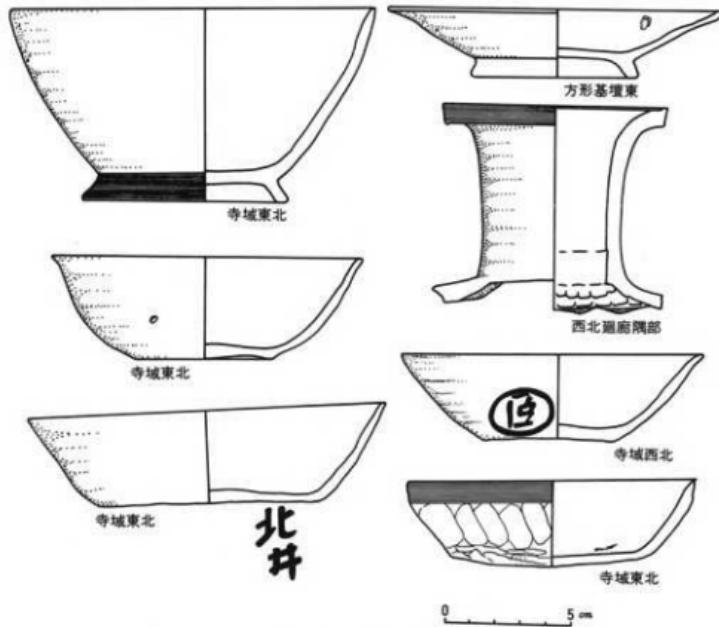
須恵器では肩の下がった器体部に太いや上方で開き気味の口縁部を付し、低い高台のついた大きい安定した底を有する長頸壺、a類の壺の口唇部が外反気味で浅くなる壺、その壺に高台付を付したもののが一般的である。週転糸切り手法のものが圧倒的で、ヘラおこしのものも多少含まれる。

また、この時期のものには多量の墨書き土器が見出され、特に壺、塊の底に書かれたものが多い。

他に石製紡錘車、鐵器（刀子等）などが共伴している。

3 寺院址状遺構出土遺物

廻廊状の四至部分及び方形基壇周辺から出土したものの一括するとほぼIII b期の遺物の傾向と酷似していることがわかる。



插図13 標列内出土土器

また他に方形基壇周辺から出土した瓦類がある。特に注目されるものに刻印文字瓦があり、「反」「渕」「佐」「雀」等6種があるが、これらは斜格子叩目の間にこれらの文字を刻印したものである。軒瓦は非常に少なく丸瓦2片、平瓦2片でしかも完形品はない、丸瓦は複弁の五弁瓦、平瓦は偏行唐草文である。また、数種の叩きを抽出できるが詳細は本報告にゆずりたい。

基壇周辺からは他に瓦塔片、三彩片、鉄釘等も出土している。瓦塔は屋蓋の一部が二片、方形基壇南から出土している。三彩は長方形基壇周辺から出土しているが、胎土やつくりは掘立造構から出土したものと同様であるが、特に低火度の緑色の発色の鮮やかなものが目立つ。

4 大溝・井戸等出土遺物

大溝の東端部分から出土した一括を掲げる。これら一群のものは寺院址状の遺構から出土したものと同類であるので詳細は略す。

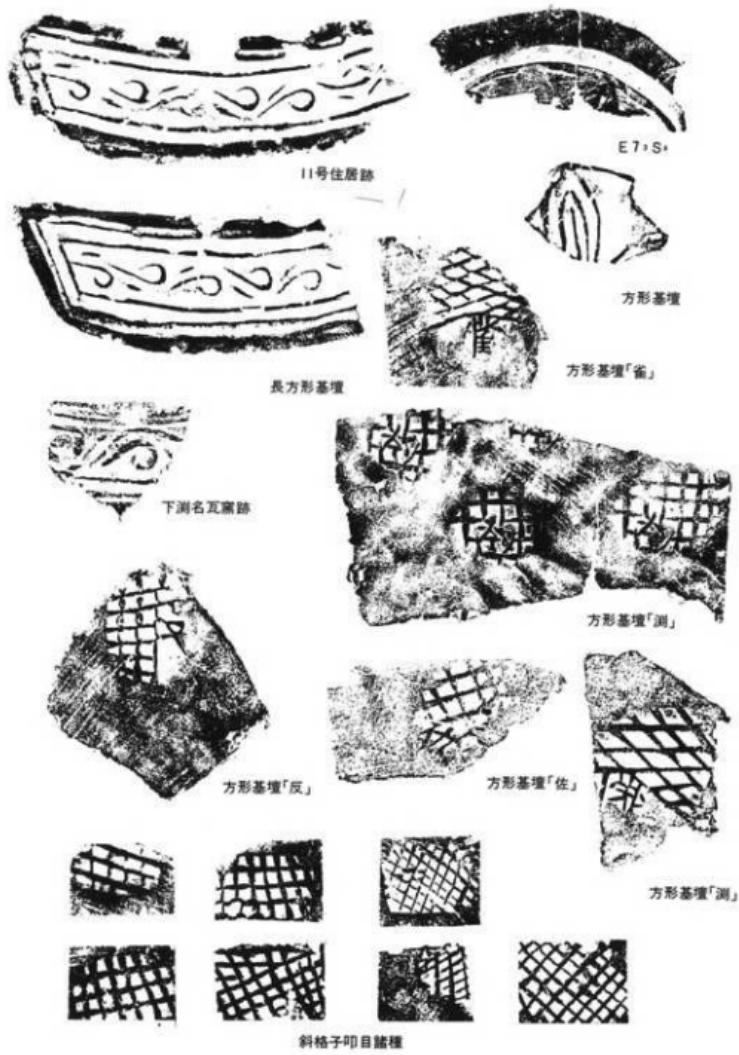
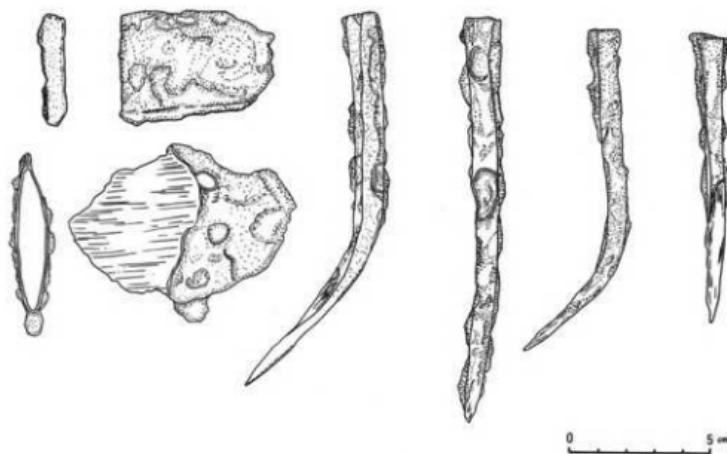


插圖14 出土瓦拓影

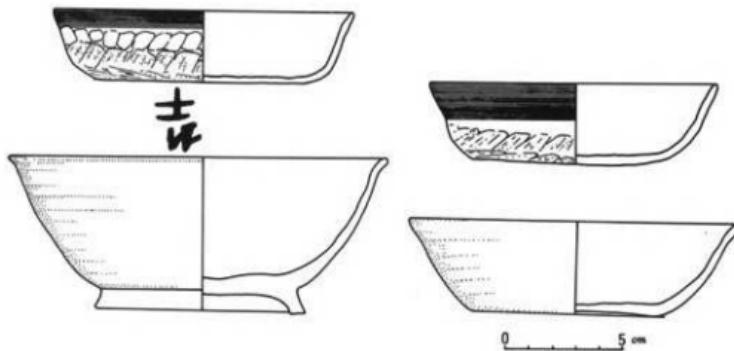


挿図15 鉄釘等

他に灰釉陶器の長頸壺の破片が出土しているが、これら胎土、焼成からみて猿投窯で焼かれたものであることは間違いない。

出土層の状態からみて掘立遺構群と同定されるべき時期のものとみてよからう。

他に井戸中から出土した石製蓋骨器は角閃石安山岩の平の部分を削り、片方に一辺 10 cm の方形で深さ 10 cm ほどの穴を穿ち、蓋受けの突起をつけ、もう一方の石を寄棟状を形どった蓋にしている。加工の程度はかなり簡略化されている。



挿図16 溝底出土遺物

VI 本遺跡に関する予察

以上、本遺跡について概略をのべてきた。しかし、これらはすべて調査区域のおよそ二分の一を調査した結果であり、遺物整理も済まない段階での所見にすぎない。そこで、現時点での一応の考察を試み、併せて今後調査の見通しを含めて予察とする。

1 遺構の性格について

掘立遺構、竪穴住居跡、廻廊で囲繞された寺院址状遺構、大溝等の遺物をみると酷似しており、これらを一連の遺構として捉えることが出来よう。そしてこれらの遺構はまとめて次のような特徴を有している。

- (1) これらの遺構はそれぞれ重複がほとんどなく、企画的に配置されていること。
 - (2) 掘立柱遺構の内、南東四半部の12棟は広場を取り囲むような状態で官衙的様相を呈すること。
 - (3) 廻廊状の柵列で囲まれた内側は二つの基壇があり特殊な区画であるとみられるが、これが寺院址か否か判然としないこと。
 - (4) 刻印文字瓦の内に「倭名類聚抄」記載の佐位郡の郷名の一字を示すものがあること。
 - (5) 竪穴住居が掘立遺構群の周辺に集中して発見されて時期的な関連がみられること。
 - (6) 墨書き土器の出土量が多く、奈良三彩、二彩、灰釉陶器が出土すること。
等を挙げることができる。これらについて少しふれてみよう。
- (1)の遺構相互に重複がみられないことは遺物からみても各遺構間に有機的な関連があり、同一平面プランの上での意図的配置とみることができよう。その意味から殆どの遺構は相互に関連する一連の遺構とみることが妥当と考える。
- (2)については方形の配置は一般に官衙的様相を呈するものと理解されている。ただ一部については当初は欠いていた建物を補ったり建て替えたものも指摘される。すなわち、A、B、J、L棟は後補であることが竪穴住居との重複関係で把握され、B、D、F、G、H棟は改築されたものとみられる。したがってこの12棟は当初は8棟であったと考えられる。しかし、当初から棟の走向の直交を意図しており、後補の段階でもその意図が継続されて生かされている。
- (3)の柵列内の遺構については次の二つの視点から判然としがたい。
- (4) 寺院址としての肯定的要素
- a 廻廊とみれば寺院的要素が濃厚となり、中の基壇は方形を塔址、長方形を金堂とみられること。
 - b 基壇周辺から瓦塔片が出土しており三彩などの儀器的なものの出土をみること。

(2) 寺院址としての否定的要素

a 通廊としてみた場合、その通し方に類例がなく桁行梁間共、柱間が等間でなく、形状も各辺が直交しない台形を呈すること。

b 塔、金堂といった建物としては瓦の出土量、とりわけ軒瓦が少ないとこと。

また、御籠配置に定形性がうかがえないこと等を挙げることができる。これらの点を明確にするには、次年度調査の結果にまつてははない。

(4) 「倭名類聚抄」記載の佐位郡には八郷があり⁽¹¹⁾ その内、測名、雀部、佐井、反治の四郷名の頭字を指摘でき、他に茂呂の「茂」とみられるものがある。これによれば、郡内各郷に支配力の及ぶ地方豪族がここにいたことがうかがわれる。文献には佐位郡佐位郷に檜前部（君）がいたことが表されている。⁽¹²⁾ 一族は郡司クラスの階級であり、後に上野国国造を賜わる名族である。⁽¹³⁾

(5) I、II類を別とした竪穴住居址の分布をみると掘立遺構の周辺部に集中しており、しかも全体的にかまどの焼け方からみてそう長期にわたって居住したとは考えられないものばかりである。計画的に掘立遺構を配したとすれば当然、この工事にかかわった工人達の存在を推察しなければならない。⁽¹⁴⁾ 遺物との関連からすればa、bには時期的に大きな差ではなくa類は初期の段階の工事にかかわったものとみられ、b類は増改築段階の工人達の居住と考えられないこともない。また、下級官人、雑役関係の住居ともみられる。瓦の利用や墨黒土器の出土はこうした背景を暗示するものかも知れない。

(6) の墨書き器は官衙遺構から多量に出土することは周知の事実であるが、県下全体の從来の発見例を倍加させる出土量である。⁽¹⁵⁾ 奈良二、三彩陶の出土は正倉院文書「造仏所作物帳」にうかがえる如く畿内の國営工房による製作であれば量的にもそう多いものとは思われない。関東地方でも手広遺跡（鎌倉市）、多摩ニュータウンその他數例の出土をみてみるとすぎない。⁽¹⁶⁾ 従来、云われてきた三彩陶のもつ祭器的性格、保有者の高級官人、仏僧等の限定⁽¹⁷⁾ 等を考慮すれば、この遺跡の性格もおのずから規定されてくるであろう。

以上の観点から検討すると、本遺跡は佐位郡の郡衙としての可能性を強く示しているといえる。そこで以下郡衙として、いくつかの視点から検討することにする。

上野国では幸い「上野国交替実録帳」により各郡の郡衙の様相をうかがうことができる。⁽¹⁸⁾ これによれば、佐位郡には郡庁等4、厨屋1、正倉18棟があげられている。これが律令時代当初からの数でないことは容易に推定できるが、本遺跡の掘立柱遺構の棟数、構造からみると正倉としての可能性がある。しかもこれらが從来指摘されているように4列4行に配置されていたとすれば⁽¹⁹⁾ 一応その内容と合致するといえる。また正倉を内容別にみると土倉6、板倉5、丸木倉2、甲倉4、倉1と表現されている。この内、規模の面からすれば板倉、甲倉が想定され、また単純に数の上で考えれば土倉、板倉の計が11棟とな

る⁽²⁰⁾ また構造的に動倉、不動倉の別も考慮しなければならないという問題も残している。しかし、これはあくまで推定の域を出ないものであり、今後検討を要するであろう。

掘立遺構群を正倉と見なした場合、郡府関係の建物の存在が指摘されなければならない。そこで前述の回廊状柱列内の遺構は郡府関係の区画とみることも不可能ではない。しかし、その区域の発掘を経なければ断定できない。

一方寺院としてみた場合も関東地方を中心として廃寺と郡衙の関連が指摘されてきているから、⁽²¹⁾ あながち捨てるわけにもいかない。ただその場合、郡府関係の建物は他に求めなければならない。

2 時 代

本遺構の主たる時期は前述のようにⅢ類の遺物のものであることは前に述べた。これらは南関東における土器型式上の編年から云々は国分期に該当している。この時期は9世紀から10世紀ごろとされてきている。⁽²²⁾ 更に詳細にみるとa類はその前期的様相を示し、b類はそれに後続するものとみられる。また瓦の方からみると、軒瓦のつくりや文様から8世紀末ごろに比定される。一方県下の類例では国分寺、国分尼寺中間地域における住居跡があり⁽²³⁾ 他にも最近資料を増加しつつある。⁽²⁴⁾ 前述の郡衙の本遺跡における創建期と豎穴住居が同時のものとみれば、その初現は8世紀末ないし9世紀初頭とみることができると、その終期は灰釉陶、須恵器、瓦等の遺物、浅間浮石の堆積からみた溝の埋没期等からみて10世紀中葉前後に比定されよう。このようにみてくると本遺跡はその間150年前後その機能を有したとみられ、改築の問題もうなずけよう。

上野国交替実録帳は11世紀初めのものであるので郡衙はこの時期までは確実にあったとみるべきであろうか。そうすると本遺跡の存続期間とズレが生じてくる。この問題も検討を要しよう。⁽²⁵⁾ 県下におけるこの時期の土器編年は今後の問題であり、一応の目安として提示するにとどめる。

3 古代の佐位郡について

古代佐位郡の範囲については諸説が分かれるところである。それには勿論現在の行政区画は当てはまらない。そこで郷の位置を想定するに際して、その成立基盤である古墳を中心とした遺跡の所在、交通の障害となった河流の問題、現在する地名等から八郷の位置を推定するとその範囲は西は広瀬川、東は早川南は利根川に囲まれた地域と思われる。尾崎喜左雄博士はその郷の推定を次のようにとらえられている。⁽²⁶⁾

これらについても更に検討を要するであろうが、一応本稿ではその説に従う。

郷名	推定現在地	論提
潤名	境町上・下潤名	地名現存 古墳群、集落、瓦窯跡あり
反治	伊勢崎市波志江町	「反治」はハジ？ 古墳群
佐井	伊勢崎市日の出町小斎	「小斎」は「古佐井」？
駅家	伊勢崎市上・下植木	この地区に古郡の苗字あり。十三宝塚遺跡のすぐ北にあたる
美侖	伊勢崎市茂呂	「植木」は「イキカエキ」古墳群、廃寺跡
岸新	境町上・下武士	「美侖」は「ミモロ」、古墳群
雀部	伊勢崎市旧市街地	「岸新」は「タケシ」、古墳群
名橋	佐渡郡赤堀村	「雀部」は「ササキベ」「ササイベ」
		「名橋」が「カバシ」なら香林、古墳群

以上、八郷の位置について述べてきたが、この推定によれば、本遺跡は、郡と同名の佐位郷の範囲に含まれる。従来の研究によれば郡衙は郡名と同じ郡内に置かれる傾向が指摘されている。⁽²⁷⁾ 一応郡衙推定の根拠の一つとなりうるであろう。

従来、佐位郡の郡衙については推定地すら見当らない実情であったが、最近、東山道の駅家の位置を推定する研究が成された。⁽²⁸⁾ それによれば、本遺跡北方2.5kmの地点を一応挙げている。この地点からの距離からみればかなり接近しており、傾聴に値する論である。

更に立地からみると、ほぼ佐位郡の範囲として想定した中央部の低台地上にあるという条件も考慮しなければならないし、官道としての東山道の経路も問題としなければならないであろう。駅家、郡衙、寺院等重要な遺跡が柏川左岸に連続して配置された裏には柏川が交通路としての機能を有していたことも推察に難くない。

いずれにしろ、本遺跡が地形、地名、遺跡の所在等の外的要素、本遺跡そのものもつ内的要素の両者を勘案して佐位郡の郡衙遺跡であるとの推論を導出した。

4 今後の問題

ここで従来述べたことを集約し、更に今後の問題について展望することにする。

本遺跡は、次の諸点から上野国佐位郡の郡衙遺跡と推定する。

- (1) 遺跡の配置が意図的、計画的に成されており、掘立柱構造や柵（廻廊）で区画された部分と有機的関連を有するものであること。
- (2) 官衙的様相が構造、遺物両面から指摘されること。
- (3) 文献の記述との合致する傾向が指摘できること。
- (4) 立地や土地や地理的に想定される郡の範囲の中心にあり、郡名と同名の郷名の中にあること。

等をあげうる。

更に今後の問題としては、

- (1) 棚（廻廊）内の遺構を確認すると共に溝の未掘部分を拉張し、遺跡の全貌を把握すべきこと。
- (2) 文献との対比を慎重に行ない、その裏づけをなすべきこと。特に文献が11世紀初頭のものであるので、その時間的な差異をどう証明するか。
- (3) (2)項とからんで本県における奈良・平安時代における土器編年の確立とその採用により、機能をもっていた期間を限定すべきこと。
- (4) 周辺遺跡の検討による歴史地理学的な成果の援用等をあげうるであろう。

未筆ながら本稿を草するに当たりご指導いただいた文化庁工藤圭章調査官、三輪嘉六技官、群大名誉教授尾崎喜左雄氏に深謝すると共に、調査に参加された各位の労を多として擱筆する。

(注)

- (1) 「伊与久遺跡」境町教育委員会 1973
鬼高I期の住居跡
- (2) 前方後円墳 全長 180 m 県内では古式に属する。伊勢崎市安堀町所在
- (3) 波志江古墳群の一部は昭和45年、松村一昭氏により調査され、後期古墳と認定された。
波志江古墳群 89基、五目牛古墳群 56基
が古墳綜覧数
- (4) 全長 80 m、後円径 58 m 前方部が極端に低い、後円墳頂に箱式棺状の三個の石室がある。
- (5) 上武国道地域埋蔵文化財発掘調査概報
「県園芸試験場第II遺跡」昭和48年度
群馬県教育委員会
- (6) 明治38年、上植木字間組地内開墾で瓦が発見された。礎石が上樹神社、相川考古館に計43個ある。檜前一族の建立になるとみられる奈良期の発見
- (7) 全長 82 m の前方後円墳 横穴式の袖無型石室 武人埴輪は国立博物館館藏
- (8) 昭和49年11月、境町水道工事中発土、瓦を発見、未調査
- (9) 境町武士古墳群 101基が上毛古墳綜覧に登載されている。
「境町上武士の古墳」昭和43年 境町教育委員会
- (10) 「上毛古墳綜覧」采女村第1号墳 前方後円墳 規模不明 両袖型横穴式石室
- (11) 上野国佐井郡の八郷
名橋 奈波志 鶴部 美信
多 有桐原形奈波之 佐々伊倍
佐井 清名 布知奈
位 潤
岸新、反治、駅家
- (12) 檜前部
741(天平10) 佐位郡佐位郷檜前部黒麻呂の名が正倉院御物用の袋の布にある。(正倉院文書)
767(神護景雲1) 佐位郡檜前君老刀自に上野佐位朝臣の姓を賜わる。(続日本紀)
- (13) 768(神護景雲2) 掌膳采女佐井朝臣老刀自を上野国造とする。(続日本紀)
采女は郡司の娘となることになっていた
- から檜前君は郡司であったとみられる。
- (14) 多賀城内には兵士の宿舎、工事小屋などがあったと推定されている。
年報 1972 多賀城跡 昭和47年度発掘調査 P 67 P 85
- (15) 「井堀遺跡」1974 草津町教育委員会では30余例集成しているが、落ちを見込んでも50例には及ばないであろう。
- (16) 埼玉県で4例、千葉県で2例があるというが詳細は不明である。
- (17) 「福島県富岡町小浜代遺跡第一次報告」1970.3 富岡町教委 P 23
- (18) 「平安遺文」4609 上野国文替実録帳
(九条家本延喜式裏文書)
- (19) 「日本の考古学」歴史時代下 「上野国
の都家」P 117 福山敏男
- (20) 正税帳によれば3~6坪以内のものは丸木倉が多く、9坪以上のものは板倉か甲倉であるという。この遺構を倉とすれば9坪から15坪で11坪くらいが平均である。
「福岡県三井郡小郡遺跡」福岡県文化財調査報告 第39集 P 12
- (21) 新版考古学講座6「都街跡」 高井梯三郎
昭和45年
- (22) 「土師式土器集成Ⅳ」杉原莊介
- (23) 「上野国分寺周辺地域発掘調査報告」昭和46年 群馬県教育委員会
- (24) 松井田町愛宕山 前橋芳賀団地内 高崎市上越新幹線24、25地区 県園試第II等の遺跡
- (25) 「国学院雑誌」62~9 国府都衛の建物
丸茂武重は都衛は12世紀頭まで存続したとみる。
- (26) 「佐波郡東村の古墳」昭和44年 佐波郡東村々誌編さん委員会
- (27) 「正道遺跡発掘調査概報」京都府城陽市埋蔵文化財調査報告書 第1集 昭和48年 久世郡、久世郷に本道跡が当るといふ。P 78
- (28) 歴史地理学紀要 16号「上野国府とその付近の東山道、および群馬、佐井駅家について」金坂清則
駅家をすぐ北に、都衛を「都玉」の小字に想定されている。



図版1 遺跡遠望



図版2 遺構全図（東方より）



図版3 掘立柱群と迴廊状柱列の関連（北方より）



図版4 掘立柱群と迴廊状柱列の関連（西北方より）



図版5 回廊状柱列西南角と方形基壇（近景）



図版6 回廊状柱列西南角と方形基壇（遠景）



図版7 方形基壇全景



図版8 長方形基壇トレンチ



図版9 方形基壇北側断面



図版10 地覆石列

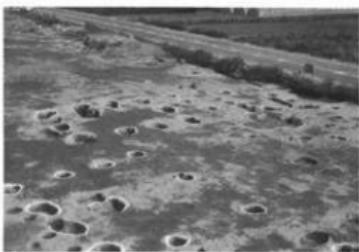


図版11 方形基壇北側の切石群と瓦

図版 12 挖立遺構 I



A・B 挖立遺構（南北棟）



C・D 挖立遺構（東西棟）とA・B・E・F棟



C・D 挖立遺構



F棟から南を望む



E 挖立遺構



H・I 挖立遺構

圖版 13 挖立遺構 II



J 挖立遺構



K 挖立遺構



M 挖立遺構



L 挖立遺構



N 挖立遺構

圖版 14 壓穴住居跡 I



15 号住居跡



20 号住居跡



10 号住居跡



5, 6, 8.9 号住居跡



11 号住居跡



13 号住居跡

圖版 15 竪穴住居跡 II 井戸



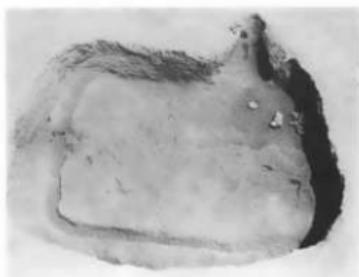
18号住居跡



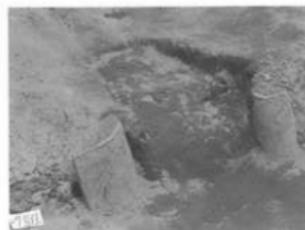
22号住居跡



12号住居跡



12号住居跡



7号住居跡



井戸断面

図版 16 回廊状柱列及び溝



回廊状柱列 北東隅部



同 西南隅部



同 東南隅部

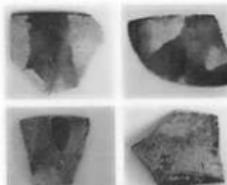


南限大溝を西から望む



大溝断面と溝底遺物出土状態

図版 17 遺物



三彩二彩の土器



15号



15号



5号



大溝出土



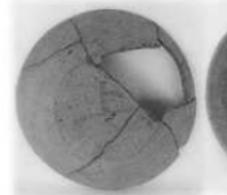
12号



翫廊状柱列柱穴出土



12号



6号 墨書き土器



9号



17号



十三宝塚遺跡概報 I

——推定上野国佐位郡御遺跡——

昭和 50 年 1 月 25 日 印刷

昭和 50 年 1 月 31 日 発行

編集 群馬県教育委員会 文化財保護課

印刷 朝日印刷工業株式会社

発行 群馬県教育委員会

〒371 前橋市大手町 1 丁目 1 の 1

TEL 0272-23-1111 (代表)